

日時：令和7年1月22日（水）午後7時から

場所：あきる野市役所5階505会議室

1 開会

事務局（市） 定刻前ではございますが、皆さんお揃いでございますので令和6年度第3回あきる野市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。令和7年最初ということで本年もよろしくお願いいたします。先月に引き続きの開催となりますが、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。議事に入るまで進行を勤めさせていただきます。高齢者支援課長の山田でございます。よろしくお願いいたします。また、会議録作成のため、会議中は録音をさせていただいております。それでは、次第に沿いまして、進めさせていただきます。会議前に委員の方から、前回のプロポーザルの評点表、そちらの方を参考に見させていただけないかというようなお話がございました。前回の会議では、公表前でしたので、回収資料としていたものですが、現在プロポーザル結果としてホームページでも、公開をしておりますので、本日の資料という位置付けではありませんが、あくまで参考資料として見ていただければと思います。

2 会長挨拶

事務局（市） それでは次第2、会長挨拶でございます。米山会長よろしくお願いいたします。

会 長 こんばんは。今年もよろしくお願いいたします。今年は1月2日に休日診療に当たりまして、ものすごいインフルエンザが流行しております。120人くらいですかね。こんなに多いのは初めての経験です。ピークは過ぎたと思いますけれどもインフルエンザもコロナもありますのでお身体にお気をつけください。それでは、よろしくお願いいたします。

事務局（市） 米山会長ありがとうございました。それでは協議事項に入る前に、この協議会は公開することとしております。なお、協議事項、地域包括支援センターの受託候補者の選定につきましては、プロポーザル実施要領におきましても、審査内容は公表しないこととしております。本日この点に関する部分について質疑等があった場合には、議事録の方から一部削除した形で、公開をさせていただきたいと思っております。あらかじめご了承ください。こちらにつきましては第2回の会議の議事録も同様とさせていただきます。それでは改めまして委員の皆様にお諮りいたします。傍聴をお認めいただけますでしょうか。

委 員 —異議なし—

事務局（市） ありがとうございます。本日の傍聴者は3人となっておりますので、入室していただきます。

—傍聴者入室—

事務局（市） 議題に入る前に資料の確認をさせていただきます。事前配付をさせていただきます

した資料3であります。数値等の集計に誤りがございまして、本日机上に配布させていただきました資料との差し替えをお願いします。大変申し訳ありませんでした。その他、事前資料としまして、資料4、資料5、資料6、それと参考資料1、2となっております。なお、机上に資料1と2を配付させていただいておりますが、資料2つきましては会議終了後、回収をさせていただきますのでお願いいたします。資料等に過不足等ございましたら進行途中でも構いませんので、お声がけください。なお、協議事項1につきましては地域包括支援センターの受託候補者の選定に関する議題のため、西部圏域の選定ではございますけれども、現地域包括支援センターの職員は入室しておりませんのでご承知おきください。協議事項1の審議が終了しましたら入室していただく予定です。それでは議題に入ります。ここからの進行に関しましては、あきる野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱に基づき、会長をお願いいたします。

3 協議事項

会 長 それでは、協議事項1「地域包括支援センター（西部圏域）事業の受託候補者の選定について」事務局から説明をお願いします。

—事務局説明—

会 長 ありがとうございます。委員の皆様から何かご質問はございますでしょうか。

委 員 前回も同じ問題意識で参加したのですが、一つは西部圏域の特性や課題をどのように受けとめているのか、そこはどう評価されたのかということ、それからもう一つは職員の確保、人員の体制がどうだったのか。そしてもう一つは独自提案と、それから提示金額のところを少しご説明を願いたいと思います。

事務局（市） 西部圏域の特性につきましては、どちらの法人も西部圏域の特性を理解いただいた上で、ご提案がありました。職員体制につきましては、今回選定をさせていただいた法人につきましては、法人内での人事異動で対応するというご提案をいただいております。採用予定や募集予定をしていくところが少なかった状況であります。それから3点目の独自提案の部分でございますが、西部圏域の特殊性、課題というところを捉えたうえで、事業運営をしていくというご提案をいただきました。

会 長 よろしいですか。あと費用の最後の部分についての説明はいかがでしょうか。

事務局（市） 費用の点につきましては、プロポーザル方式の場合は費用上限という形で、予算額を提示させていただいた上で入札をしていただいておりますけれども、こちらの提示金額の方が、地域包括支援センターの場合は職員費で事業運営していただくこともあり、委託料のほとんどが人件費で算定されております。これを削りすぎてしまつては、事業がまかなわれないということもございまして、費用上限の10%を限度として評価する形になっております。90%から100%の間で、どれだけ費用低減いただいているかという形で評価いたします。ご提案いただいたものが、費用上

限の限りなく 100%に近いところでしたので、0 点という表現になっています。

委員 ほとんど削減していない。上限ギリギリのところから 0 点と。

事務局（市） そのとおりです。

委員 簡単に言うと値引きがないということですよね。

事務局（市） おっしゃるとおりです。

委員 1 点目の運営方針 19 点という評価ですが、地域をよくご存知の法人のようですが、
けれども、方針の中には具体的にどのような角度でその地域の課題なり、地域特性を
理解して、提案をしているのかということについてももう少し説明いただけませんか。

事務局（市） それは、選定された法人についてということによろしいでしょうか。

委員 はい。

事務局（市） 地域貢献活動というところをご提案いただいたところですが、例えば他の
自治体で認知症カフェの運営を行っていることや、生活支援体制整備事業を受託し
ている実績があったところが、評価されている点かと思えます。社会福祉法人とし
ての機能を活用していただきたいという応募動機のご提案もあったところでござい
ます。

委員 細かいところで、前回不合格であった A 社と、今回選任漏れた A 社は同一事業者
の方と受け取ってよいでしょうか。

事務局（市） そちらについては、お答えできないという回答とさせていただきます。

委員 やはり西部圏域と言いますか五日市地区というのは、地域的に緩いし、道路状況
もよくないし、なおかつ、やはり中部圏域、東部圏域とは違う高齢化の進み具合も
あり、それからあと話題になると思うんですが、やはり相談内容も中部圏域や東部
圏域と違った中身が多いのではないかと。特に人権の問題等がたくさんある。そうい
うことを理解した上で方針や、あるいは方針以外のところの提案や取り組みがあっ
たから、総合的に評価してこうなっていると思うのですが、この辺りの理解という
のは、もう少し説明していただけませんか。

事務局（市） ご指摘いただいたことは相談の受け止め方であったり、取り組みの部分につい
てによろしいでしょうか。どちらの法人も相談機能のところ、高齢者の相談を直接
受けているところでは同じですが、在宅においての相談経験がサンライズの方がよ
り多かったところと、他の地域での活動実績がある点や、もう一点はわからないこ
とがあれば市に都度確認するところがはっきりしていた点が評価されていた
のではないかと思います。

委員 見えてこないのですが、どう伺ったら良いものかわかりませんので。

会長 他にありませんか。なければ協議事項 1 については質疑は終わりにしたいと思います。
協議事項 1 について承認するということがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

委員 関連して引き継ぎの問題はとても大きいと思います。中部圏域、東部圏域に比べ

て、引き継ぎ期間が短くなりますが、その辺についてはどういう体制で、4月に間に合う状況になるのでしょうか。何か心配な点とか、あるいは特に力を入れてこの辺をまとめていこうとかということはございますか。

事務局（市） もちろん心配な点としては、我々も再公募という形で時間をとらせていただいておりますので、しっかりやっていかなければいけないと考えております。そういった面では、前回ご承認いただきました東部圏域、中部圏域の引き継ぎにつきましては、すでに開始させていただいております。利用者の方の引き継ぎや、ケースの引き継ぎというものは順次進めさせていただいております。そのため、既存法人の力をお借りして、タスク管理、引き継ぎをすべき事項というものを洗い出しをし、これを市の方でも管理しております。これらを参考にいただき、新法人にもこういった課題とやることをお示しさせていただき、先行事例という形でしっかり管理し、利用者に影響が出ないように市としてもバックアップしていきたいと思っております。

会 長 ではこちらの意見を踏まえた上で協議会としては、協議事項1について承認いたします。これ以降の議事につきましては現行の地域包括支援センターのセンター長が出席いたしますので、入室をお願いいたします。

委 員 要望があるのですが。プロポーザルをこのような形で再度やるということ、そして結果的には、サンライズの方も必ずしも高い評価ではない。東部圏域、中部圏域に比べれば低い評価になっている。やはりプロポーザルのあり方について、一言で言えば思うように行かなかった心配な点が出てきたわけですがけれども、それがどこに原因してるのか。ご担当の方でも分析なされると思う。それを踏まえて3年後というわけになると思うので、何かの機会にそれをお示ししていただきたいと思っております。

会 長 要するに競争がないということだと思んですけど、これに多くの業者が参加していない、この地域の問題ですよ。このプロポーザルそのものをどうこうというよりも、もっと多くの業者が来れるような形が望ましいのではないかと思います。もちろん、広報が必要ですけども。根本的な原因は、一般業者から多くの業者が参加して、選択できる。それができないのが、そこら辺が何が原因でどのように受け止めているのかということですか。

委 員 はい。それは受けとめていただけませんか。何らかの総括なり、3年後に向けてこういう点は考えて進めていこう、引き継いでいこうというようなことは出るのは当然かと思うのですが。

事務局（市） はい。今回のプロポーザル実施に当たりましては、新規法人の参入も見込んで、これまで同じ地域包括支援センターでの委託になっていたところ、新規参入の事業者の妨げになっていた部分がございまして、そういった点ではここで新しい事業者に参入いただいたところではプロポーザルは効果があったのかなと思っております。

す。また広くですね、今回、全国に向けて公募を行った結果でございますけれども、その中には社会福祉法人であったりとか、そういった関係での、募集を行ったところでございます。当然その条件を外していけば、大手企業であったり、事業者ももう少し入ってきたという想定ができるんですけれども、委員も気にされてるようにはやはりその地域に密着した地域の特性を理解しているという状況を考えますと、いきなりそこまで広げてということにかなりリスクがあるのではないかとこのところもでございます。申し上げたように今回のプロポーザルに関しましては、応募事業者が少なかった状況であります。新規事業者の参入をいただいたというところが一つ効果があった。3年間、今回の運営を見て、その後の契約、委託に関しては、どうしていくかというのは、改めてこちらの方でも研究しながら考えていくことになると思っております。

委員 はい。とても簡単なことで、今回プロポーザルを実施して、こういう形で再募集をして決定に至った。もちろん、新規参入もありましたし、これで全部の地域包括支援センターが決まったのでよかったとほっとしております。ですけれどもプロポーザルによって選定していくあり方そのものは、実施したら総括するのは当然のことで、それをどこかの時点でお示し願いたい。今お答えくださいと言ってませんので、適当な時期を見て、ぜひお願いしたいと思います。

会長 はい。それでは協議事項2に行きます。「令和6年度事業報告および自己評価表について」事務局から説明をお願いします。

—事務局説明—

会長 ありがとうございます。委員の皆様から何かご質問ございますか。

委員 はい。資料3の1これも最初にいただいた資料と変わっています。つまり、全体92というものを以前にいただいたんですが、訂正されたものは52と変わっているわけです。

事務局(市) 大変失礼いたしました。元々入っていたものは延べ数で入ってしまっておりましたので、利用人数に直させていただいております。大変失礼いたしました。

会長 他にはどうでしょうか。

委員 3ページの介護予防マネジメント支援に関すること。一番下の段がさっきの資料3-1と関わると思うのですが、五日市が3というよくできているという評価なんです。事業の利用人数も変わりましたし、去年は2でもう少し参加者が多いような状況で、それが3という良い評価になってるのですが、それは適切なのかというのが一つ質問です。

事務局(市) 委員がおっしゃっております、5番五日市の介護予防支援に関すること、評価についてというところですが、すみませんがもう一度質問よろしいでしょうか。申し訳ございません。

委員 去年の自己評価と比べますと去年は2だったのですよね。内容的には必ずしも実施

内容が充実してるようには読めないのですが、そういうところほどのように読んだらよろしいでしょうか。この点を自己評価3とされたことについては、妥当な自己評価という受け止めでしょうか。

事務局（市） はい。指標といたしましては、自己評価表の3ページ目のところ、5番の介護予防ケアマネジメントに関するところの一番左の枠ですね。柔道整復師による筋力向上トレーニング利用人数というところがございまして、こちらが21人以上の実績があれば3をつけられるという指標を載せさせていただいております。これに基づいて下のところに※印がありますように、いずれかが基準を上回った方を点数ととなっておりますけれども、必ずしもこれがすべての指標とは思っておりませんが、自己評価の上では3という数字を評価していただくということは、妥当と考えておりますし、冒頭ご説明さし上げましたけれども、東部地域、中部地域も含めてこの実施回数に基づいて、評価をさせていただきまして、それぞれ妥当であると考えております。

委員 つまり延べ47回というのは、3の評価だという読み方なんですか。

事務局（市） そちらは延べ回数ではなくて、新規8人、継続18人を足し上げると26人になるかと思うんですけれどもこちらが21人以上になっているところでの評価となっております。

委員 昨年との比較ではなくてということですね。

事務局（市） はい。あくまで今年度の評価をいただいているということでございます。

会長 その他ございますか。では、なければ協議事項2について質疑を終わります。それでは協議事項2について承認するというところでよろしいでしょうか。

委員 質問いいですか。

会長 あの質問が遅いので、議事が進行しないのですみません。的確なタイミングでお願いします。

委員 この資料ざっと見て、目が震むような状況ですね。大変申し訳ないのですが、一つは、相談件数と相談者の区分、それから相談内容についてももう少し説明をお願いしたい。一つは、相談件数全体がこれは12月までということなのだろうけれども、昨年に比べると、70%程度のものになっています。それから一昨年に比べると67%になっておりますが、これはどう受け止めているのか、相談件数が減っているというのはどういうふう理解したらいいのかということ。つまり問題が少なくなって、相談が少なくなったと理解したらいいのか、問題は変わらずにあるけれども、地域包括支援センターのアクセスが出来ておらず、相談が減っていると理解したらいいのか、どちらなのでしょう。それから、相談者の区分の中で東部では介護関係者が非常に多い。昨年に比べると127%で576件。非常に突出しています。これはとても大事なことで何か良い取り組みがあつて増えているのか。それとも、地域の状況によってそうなったのかということ。それから相談内容で、総合相談のプロセ

スで、東部が評価 3、中部が評価 2、西部が評価 1 になっています。訪問につながっている割合が東部が 17.4%中部 5.1%西部が 9.1%です。この指標から見ると、中部が評価 2、西部が評価 1 というのは逆転してるように思いますが、この辺はどう理解したらいいのでしょうか。それから中身に関して、中部では権利擁護の相談が非常に増えております。全体に減っているのに、権利擁護に関する相談が昨年と比較すると 170%。虐待については 130%。これらをどう理解したらいいのか。中部だけの問題なのかあるいは、3 圏域全体でも増加傾向にあると思いますが、どう理解したら良いのか。先ほどと同じ言い方をすれば、問題は同じようにあったのだけれども相談対応してよかったという数字なのか、それとも、そういう問題が多発して心配という状況なのか。それからもう一つ言えば困難事例が非常に増えてます。西部は 7 件から 11 件に増えており、東部が 2 件から 5 件に増えている。この困難事例というのはどういう中身なのか、わからないので、少し教えていただきたいです。並べてしまいましたけれどもよろしくお願ひします。

事務局（市） 相談件数につきましては、延べ件数になってきますので、1 人の方が何回も相談に来る場合がありますし、1 件というところもあるので、相談件数につきましては、残りの 3 か月でまた変動はあるかと思ひます。相談者の区分についても同じように、何度もご家族の方が来れば延べ件数に含まれる形となっております。

委員 それは答えになっていません。延べ件数を書いているというのは去年も同じですし、ずっと同じです。同じ集計の仕方をしていて減っているというのをどう理解するか。集計の方法は変わってないんです。

事務局（市） そうですね。集計の方法については変更しておりません。

委員 延べ件数だからわからないというのは理解できないです。これ 3 月まで行けば相談件数は、昨年、一昨年並みになるだろうという数ですか。

事務局（市） 年度で相談者は変わってきますので、継続して相談ということではなくて、新規の相談がありますし、件数の捉え方としては変わってないのですけれども。

委員 単純な話です。数字を出すだけではなくて、その数字を見て、どう分析するかを言ったださらないと、専門家以外には理解できない。理解させていただくのがこの場だと私は思っているのですけれどもよろしくお願ひいたします。

事務局（市） そうしますと委員からご指摘のありました東部圏域の相談者について介護関係者が多い点ですとか、あと中部圏域の虐待、権利擁護の相談件数が多い点については、本日センター長が来ておりますので、解説いただけたらと思ひますが、いかがでしょうか。東部はつらつセンターからお願ひ出来ますか。

委員 東部圏域の介護関係者からの相談が多いというのは、これは何か良い取り組みがあったのだろうと想像しているのですけれども。

事務局(包括) 東部高齢者はつらつセンターです。今、委員の方からあった、東部圏域について、介護保険に関する相談件数が多いところなんですけれども、コロナ禍があけてから

取り組みとして、地域包括支援センターの職員、主に保健師などが出張講座などを行っていて、介護保険の制度の話や介護予防の話を行っていたことから、市民の方にも少し意識してもらえたのかなというところでご相談が多かったかなと今までの経過を見て感じているところです。

中部高齢者はつらつセンターです。中部圏域で困難事例が多かったというお話がありましたけれども、やはり独居の方が多く、認知症独居の方や、あと高齢者の方でも精神疾患が隠れていて、それが認知症が合わさって、ここで表に出てきた。そういう方達に対して、入院の支援を行ったりとか、あとは安否確認で警察同行で訪問したりとか、民生委員などからのご連絡をいただいて、緊急訪問とか、そういうことで困難事例として、特にご家族と疎遠の方達の場合は継続支援が必要になってきますので、そういう形での困難な事例が大変多くありました。それから中部の方が相談件数の割には訪問が少なくなっており、今回評価の方も2になっておりますけれども、それはやはり関係機関の電話連絡が非常に多いです。1つのケースでも訪問して、少し連携して終わりというものもあれば、その後も関係機関と連携し合っていて、何度も連絡取り合ったり、あと大学病院からの退院支援に関しましては、大学病院は大体遠方にありますので、ここのやりとりは訪問ではなくて電話になってしまいます。それが延べ件数で換算されるので、結果的に訪問よりも電話が多くなり、割合が下がってしまうという形になっています。訪問件数が少ないというわけではありません。それから、ご質問ありましたけれども、支援計画の中のことが多くあるので、電話の件数が多いということと、あと相談内容で権利擁護が多いということがありましたけれども、こちらに関しましては先ほど申し上げたようにお一人暮らしの方で、ライフラインで、電気とか水道などが支払いができなくて止まってしまうような方達。そういう方達に関しましては権利擁護というところでも関わりますので、成年後見制度に繋がりたいのだけどもまだ繋がらないような方とか、また社会福祉協議会にご相談をするような方などに関しましては権利擁護事業のところでもカウントしております。また今年度の夏も大変暑かったこともあり、電気が止まってしまうと命に関わります。そういった方達を多くの人数で介入させていただいておりますので、カウントが多くなっております。

五日市はつらつセンターです。ご質問ありました、なぜ件数が減っているのかという部分については、昨年と今年に比べると、虐待対応に絡む訪問などが前年度すごく多かったのですが、今年度はそれが少なかったというのが原因として考えられる部分です。ただ、件数というのが、職員が対応したことを記録した件数なので、五日市はつらつセンターについて話しますと、前年度までいたベテランの職員が退職をして、職員の入れ替わりがあったため、様々な部分で熟練した職員がやるのと経験の浅い職員がやるのとで、記録の早さや深さは違います。そういったところで、記録はもちろん書くようにはしてるのですが、それを例えば、電話や訪

間、市役所などの関係者とやりとりをその都度記録できれば件数が増えるんですけども、まとめて記録するというと、件数が減るという場合もあるので、件数が少ないから相談が減ったかというところでもない部分もあるので、現場としては、平均して、件数を上げるというのは難しいところが正直あります。それから、困難事例の中身については3センターと申し合わせはしているのですが、3職種で関わらなくてはならないような困難ケース。例えば、何度訪問しても安否確認が図れない。手紙を置いてきたり、警察と同行して入ってみたり、そのような3回以上訪問を繰り返す必要があるもので継続するものであったり、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師や看護師が共同で関係機関と連携を図るものを挙げているのは3センターとも共通している部分です。

会 長 ありがとうございます。介護というのは数値で見るといろいろ難しいと思います。一人という単位でも非常に多様な人がいるわけです。その部分を数で表すと、どうしても多い、少ないという評価しかできないので、母数の見方が難しくなってきます。簡単に数が減った増えたではなく、その一人にかかった時間なども関与してきますので、このようなことを記録として書いていくと書類などが増えるわけですよ。そこに時間が取られているということも、実態が反映しづらいということだと思います。ただし、数字を出さないことには評価のしようがないので、便宜的に数値化しているという側面があり、その評価だけでは十分ではないということから、わかりにくいという点が出てくるのだと思います。

委 員 数字だけを追っているといけないと。ですから、評価の時に数字だけ示されて評価終わりとならないことが大事だと思います。ご説明いただいて、随分わかりました。相談件数の単純な数字で言いますと介護医療は、介護関係が減っていった医療関係が漸増、そして人権虐待関係は非常に増えている。これはやはり社会、地域の動きを反映している。ですから、地域包括支援センターの運営や取り組みの中で、やはりその人権虐待の問題。それから生活の問題に力を出せるような体制づくりとありますか、あるいは知恵を出し合う。あるいは連携し合うということが大事なのだと思って伺いました。そうではないと包括と言ってることの中身が本当の包括になってないのではないかなと思います。どうもありがとうございます。二つ伺いたいです。一つは、訪問介護事業所の状況、地域における状況、それからケアマネジャーの状況。訪問介護の事業所が今16事業所だと思うんですけども、利用者数や職員数や、提供サービスの件数というのは、どんな状況なんでしょうか。十分足りていたり、対応できてるんだろうか。それからケアマネジャーに関しても、同じようなことで、昨年の運営協議会でも、それは話題になってますけれども、ケアマネジャーの状況というのは少し教えていただきたいと思います。

事務局（市） 今、細かな数字をお持ちしてないんですけども、社会全体の状況ということでお答えさせていただきます。介護業界、医療業界もそうなんですけれども、倒産件数

増えておりまして、特に訪問介護の倒産件数の報道が、直近であったところです。令和6年度の報酬改定に伴い、そこが見直されて、特に訪問介護の介護報酬減ってしまったということがあります。訪問介護事業所と居宅介護支援事業に両方に言えるのですけれども、担い手の高齢化の問題がございまして、実際、提供する方が60代70代が多い中で、人数も活動量も減っている。ただ高齢者数が増えているので、その供給と需要のバランスということと、あと訪問介護事業所に関して言うと、特に朝の通所への送り出しの時間などのところで、時間帯によって供給が足りないというお話も伺っております。市内の事業所でも同じような声が聞かれているのと、あと介護予防向けの訪問介護事業所の撤退があったということはございました。ケアマネジャーですけども、こちらは全国的な問題になっておりまして、先ほど申し上げた報酬改定に関する影響によってケアマネジャーの担い手がいないということと高齢化の問題がございまして、あきる野市内でも、認定者数増えているのですけど、ケアマネジャーの数は横ばいというところで、需要と供給のバランスは崩れてきていて、ケアマネジャーが見つからないという状況は市内でもございます。ただ東京都全体で介護職員とケアマネジャー向けに居住手当が出てるということで、都道府県単位で見ると多分東京への流入は、介護職員とケアマネジャーは増えていると思いますけれども、自治体内では、特出して増えている、対応が追いついているかどうかというところは定かではないという状況です。

委員 ありがとうございます。ぜひ、市としてのデータを今度教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。あともう一つよろしいですか。介護予防については、とても関心を思ってますし、大切なことだと思ってるんですね。柔道整復師の事業と保健師による訪問ということで、二つ出ているけれども、こちらの保健師による訪問というのはあまりないように思います。柔道整復師の事業に通うということは、ごく限られた人数で、多くの人たちの介護予防というか、そのことについては、何らかの形で取り組む必要があるのかと思っております。それで、この辺はどういう取り組みをして、どういう評価をしたらいいのか。何か適切な見方というのがあったら教えていただきたい。あるいは各地域包括支援センターで介護予防のためにこういうことがあって、とても効果が出ているであったり、あるいは高齢者等に評判がいいというのがあったら教えていただきたいと思っております。

事務局（市） 今回報告させていただいている介護予防事業につきましては、地域包括支援センターが関わった事業になっております。市での取り組みとしましては、介護予防事業としてはつらつ元気アップ教室や、頭シャキッと教室、在宅サービスセンターでの自主事業も含めて多くの方が利用できるよう進めているところでございます。今回あげさせていただきました事業としましては、あくまでも、地域包括支援センターでの関与があった介護予防事業ということでご理解いただければと思います。

委員 少しよろしいでしょうか。今、介護予防が進んでいるのか、進んでいないのかと

いうお話がありましたけれども、理屈みたいなことを言ってしまうと結構ややこしくなりますが、介護予防はものすごく範囲が広いのですよね。その中で、今回の地域包括支援センターが関わっている特に保健師の訪問とか柔道整復師による事業というのは、対象者を限っていく事業で、このままだと要介護、要支援状態になってしまう可能性が高い人を拾い出した中で、アプローチをする形の予防事業であります。それ以外では、かなりお元気なうちから老化を予防するというようなものから、やはり軽度の認知症がある方の悪化を防ぐというものまで、かなりいろんな範疇のものがあり、そのどこをとって進んでいるのかというのはかなり難しい話だと思います。また、少なくともあきる野市においては、今回はデータとして出ていませんけれども、短期集中型の通所サービスなど、徐々にではありますけれども取り組みの数が増えていったりとか、また町内会・自治会単位などで行うような取り組みも広い意味で介護予防の取り組みとして捉えられるものがかなりあります。そういった取り組みも様々な自治会とか町内会でも取り組みが進められつつあるところがありますので、そのケースが良いか悪いかの評価を個人的にはできませんけれども、取り組みが進められていると捉えてもいいのかなと思いますし、かなり幅が広い取り組みがあり、対象者を限るもの、誰でも参加できるものなど様々あるということを知っておいていただくと良いのかなと思います。補足、発言とさせていただきます。

会 長 はい、ありがとうございます。それでは質疑を終わりたいと思います。協議事項2について承認するという事によろしいでしょうか。ありがとうございます。協議事項2について承認いたします。

会 長 はい。それでは協議事項3「令和7年度地域包括支援センターの事業運営方針(案)について」事務局から説明をお願いします。

—事務局説明—

会 長 はい、ありがとうございます。何かご質問ございますか。なければ承認ということによろしいですか。では協議事項3について承認することとします。

会 長 はい。それでは協議事項4「介護予防支援事業所の指定について」事務局から説明をお願いします。

—事務局説明—

会 長 はい、ありがとうございます。ご質問ございますか。

委 員 すいません。まずこちら側の指定申請の医療法人財団暁の指定を反対する趣旨ではないので、聞き間違いのないようお願いしたいとは思いますが、今回この資料を拝見した時に、唐突な感を受けました。といいますのも、他の資料にもありますけれども、今も居宅介護支援事業所で地域包括支援センターからの受託をしながら介護予防支援の業務を行ってる事業所は結構な数がある。というところで、そのような事業所に対して、この今回の制度改正において、例えば居宅介護予防支援事業

所として指定申請をする予定などの意向調査等が行われたのか、または、今回暁が申請書を出されているわけですが、そういったことを市内または市に対してサービスを提供しているような居宅介護支援事業者に、あらかじめ周知して、手続き等行う場合にはこういった手続きをとってくださいますか、周知活動がなされるのかというのがちょっと私は把握していませんでした。私は自分で関わっているのは、居宅介護支援に直接関わっているわけではないので、もしあったら申し訳ないのですが、そういったことがなされていて、なおかつ、今まで令和6年4月の制度改正後、どこも手を上げていなかったところに暁から申請があったのかそれとも、それ以外の理由があったのかというのがわからないんです。同じ業務を行うのだと、再委託の場合報酬が低くなるわけです。地域包括支援センターから居宅介護支援事業者が委託をされて受けた場合の報酬というのは、確か満額が来るわけではない。これが予防事業所として指定申請を受ければ満額もらえるということであれば、委託ではなくという判断をする事業者がほかにあってもおかしくないかなと考えますと、今回1社だけというのも不思議だったのかなと、もう一つは運営協議会での意見聴取を経た上でというのが、今までこういった話というのが、私が聞いた記憶がないので、ちょっと唐突な感を禁じ得なかったのもその辺りの経過または意向調査等があったのかということをお教えいただきたい。

事務局（市） はい。答えさせていただきます。今回の件に関しまして、意向調査等は行っておりません。説明に関しても、市の方から説明を能動的に行ったことはございませんが、先程の介護事業者連絡協議会の総会等でご紹介をする中では説明を差し上げておりますし、そもそも省令改正が公布されておりますので、制度については周知されているという認識でおります。申請の手続きに関しましては、我々も地域密着型サービスですと、申出書など用意しているところではございますが、今回の暁の申し出に関しまして、公文書として任意の様式を用意することもあったのですが、申し出いただく方向として申請書を出していただくという形で申し出を受けさせていただいております。申請書を受理しておりますけれども、処理はしてございません。意見を聴取する形ということで、他の自治体でも様々取り組みが行われております。被保険者の意見を取り入れる方法として、このように運営協議会に諮っている自治体もございまして、またこちら先ほどの手続きの話と関連しますけれども、被保険者の意見を受け入れる地域密着型サービスでとると、この委員会で、それを担保するということを鑑みて、同じ介護事業所の今回指定ということで、先ほど説明のあった介護保険法115条の22で、被保険者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないと強いものになっておりますので、地域包括支援センターの運営とも関連するというところで、この運営協議会に諮らせていただいております。

委員 他に申請はなかったということですか。

事務局（市） 申請、相談についてはないです。暁に関しましては、新制度が移行された時からご相談は確かにあったのですが、他の事業所からはございません。先ほど、委員おっしゃられたように、直接委託じゃなくて、指定を取り行った方が、報酬が高くなるという事実もございます。

会 長 何かご質問はございますか。

委 員 これは要望としてという形になるのですけれども。今回このような形で、もし承認があれば指定という形になると思うのですが、今後この取り扱いにつきましては市内または市内へサービス提供している居宅介護支援事業所等にぜひお知らせいただきたいと思います。やはり手続き的などところで、1回制度改正があったことはわかっているところでもそこについての検討、これからまたしてみようかというところもあるかと思っておりますので、市としても、取り組みいただければと思います。お願いいたします。

会 長 他に何かご質問ございますか。なければ協議事項3について質疑を終わります。では協議事項3について承認することということでよろしいでしょうか。

委 員 すみません。今後このような指定申請があった場合には、その都度この協議会に承認を求められるということなのですか。あるいは年度の中のどこかのタイミングでまとめて行うということでしょうか。

事務局（市） この委員会に諮らせていただくこととなりますし、その適切な時期でない場合には、臨時とか書面などでご意見を伺う機会を作りたいと考えております。この会議に諮るということで間違いはございません。

委 員 居宅介護支援事業所にとって、言ってみればプラスになる制度ですよね。今の話の限りでは。そういうものではないのですか。

委 員 そうは言い切れない部分もあるかと思えます。正直な話これが本当にプラスになると思っていれば多分暁以外にも、もう昨年4月から変えられたわけです。変えますという事業所は多分あったはずなのですが、それが今までなかったということは恐らくメリットもデメリットもあるはずなので、見極めようというところは多くあったのではないかと思います。それで迷われている事業者はかなりの数あるのだろうと想像できます。

委 員 ありがとうございます。被保険者の意見を反映させることが非常に重要だということを知りまして、なおかつ今回はここまで勉強する余裕がなかったのですが、やはり被保険者の意見を聞けということは、被保険者が理解をして、その上でこちらの事業者が適切だという材料なしに判断を求められても困るのですよね。めくら判を押せということは、国は言っていないと思うので、ぜひ今後よろしく願います。また、この件について改めて教えていただきに伺いたいと思います。願います。

会 長 ありがとうございます。では協議事項4について承認することということでよろし

いでしょうか。協議事項4について承認することといたします。

会 長 それでは報告事項について事務局から説明をお願いします。

4 報告事項

事務局（市） 報告事項につきまして次第に記載しているのですが、題目として用意がございませんので省略とさせていただきます。申し訳ございません。

会 長 はい。それではその他に移ります。事務局と委員の皆様から何かありますか。

5 その他

事務局（市） 2点ほどお伝えさせていただきます。本日も承認をいただきました協議事項におきましては、委員からいただきましたご意見を踏まえまして、今後、地域包括支援センターにつきましては契約手続き、必要な事務の方向ってまいります。次回の開催になりますが、令和7年度になりますので、今年度の協議会は本日で最後になります。1年間大変お疲れ様でした。新年度に入ってから開催時期につきましては改めてお知らせさせていただきますので、来年度も引き続きよろしく願いいたします。その他の報告は以上となります。

会 長 他にございますか。

委員 よろしいでしょうか。この3回目が1月になったのは、プロポーザルの関係だと思うのですが、そうすると、年間の総括は評価等についても、本来ならば3月までの資料に基づいてなされるのが12月になっているということで、わかりにくくなっていると思います。年間3回ということ決まっているわけですか。臨時で必要ならば入れていただいて、定期の協議会は定期で行っていただかないと、中身が十分議論されないのではないかと思います。要望としておきます。

事務局（市） 今、委員から、お話しございましたけれども、地域包括支援センター運営協議会に関しましては、実際のところ、委員の調整や、こちらの業務の関係もありと不定期の状況となっております。先ほど事務局の方からもお話ありましたけれども、当然必要があれば臨時での開催をさせていただくこととなります。今回3月に行う予定であった議題、事業報告に関しましては、昨年の12月末までの報告にさせていただいております。3月につきましても、令和6年度の実績が全部揃うということではございませんので、必ず3月になって開催しないといけないということではございませんので、令和6年度の最後が、今回になったというところがございますので、ご理解いただけたらと思います。

委員 はい。臨時が2回必要だったのですよ。つまりプロポーザルの再度の実施については、この運営協議会でやらないで、連絡だけを受けております。これは正しくない。それから2回目のプロポーザルを行った結果の受け止め。これは期限があることですから今日やらなければいけなかった。ですからこの2回は臨時でなければいけない。そして当然年度の締めくくりとして、3月に定期のものをやらないといけないと思います。つまり、プロポーザルが予定通りにいかなかったということをも

っと重く受けとめて欲しいです。それについての総括というものはまだ聞いておりませんので、きちんとやっていただきたい。つまり、年間にやらなければならないことを通例ならば3回この内容で行うというのがあって、必要ならばしっかりと臨時を行ってほしい。プロポーザル1回目を実施するということは協議会で決めておきながら2回目の実施については通知だけでした。この点につきましては大きなことだと思いますので、きちんと受けとめていただきたいと思います。

事務局（市） 臨時会議にするかにつきましては、同じ時期にやる会議があれば、当然そこに一緒に盛り込んで会議を行うというのは、必然的な流れでございます。必ず臨時で開かなければいけないということはこちらの方では考えておりませんので、当然突発的な、先ほど申し上げた急に指定の承認を受けなければいけないというような状況等もあるかと思えます。臨時で行うのか、または書面で行うのか、そちらにつきまして、事務局、会長の方と協議をしながら決定していきたいと思っております。

委員 どうして理解していただけないのでしょうか。プロポーザル2回目やるというのは、普通だったら集まれないのであれば持ち回りでも何でもきちんとやるべきですよ。2回目のプロポーザルをやると決まったのは、何回目の運営協議会なのか。運営協議会では決まっていなかったんじゃないですか。それはもう言うてみれば、この運営協議会の在り方そのものに関わる問題で、いつも臨時でやるわけではないとか、会長と相談するとか、当然です。けれども今年振り返ってみてこの運営についてとても不十分な点があると。最大の誤りは、2回目のプロポーザルを行う決定を運営協議会で諮っていないということ。それを受け止めてくれなければ困ります。

事務局（市） まず公募に当たりましては、第1回目のプロポーザルの選定から西部圏域選定に至らなかったところを受けまして、また期間的な暇がなかったということもございます。

委員 事情を聞いているのではないのです。運営協議会の権限と責任について伺っております。

事務局（市） 最初の公募で選定に至らなかった。そして決まらなかった場合には再公募を行うことは当然の流れになるのかなと思います。

委員 そのようなこと決めていますか。運営委員会で1回目のプロポーザルで決まらなければ再度行いますということが想定されていて、その対応を決めているのならないですよ。そのようなことは誰も考えておらず、結果的に西部圏域の地域包括支援センターが決まらなかった。だから再度行って決まってよかったと思っております。

委員 すみません。私は再公募を行うことは当然だと思います。今の委員のおっしゃるのは、むしろ私からすると、ある意味想定外ですね。プロポーザルをやると言った時点で、基本的には1回不調であったとしても同じ手法を通してやっていくのは至極当然の流れだと思いますので、そこで違うやり方をしようというのは、それこそ想定しづらい。評価基準を1回目と2回目同じであるのもここを変えてしまうと逆

にそれまでの基準は何だったのかと話になるはずなので、ここについては、他の公共事業というか、市でなくても行う入札等では、基本的には同じこと繰り返していく。それでもどうしても決まらないという場合には、少なくとも見直すとしたら複数回実施した後というのが通常の動き方なので、私は、この1回のプロポーザルで選定に至らなかったという段階で、再公募になるというのは、そういうふうに捉えていましたから、違和感も持ってないのです。むしろそういう委員もいるということは知っておいていただきたいです。

委員 はい。運営協議会の責任と言いますか、守備範囲として決められていることを、事務局の方の判断で飛ばして欲しくない。今、委員がおっしゃったように、再度プロポーザルを行うことは当然ですし、それから同じ形でやるのは当然だと思います。そうであっても、せめて持ち回りで、委員の了解を得るとか、きちっと決定の元にプロポーザルをやるべきであった。それがプロポーザルの趣旨と運営協議会の責任です。それを、軽く考えているのではないか。もっと言えば、プロポーザル1回で完了しなかったことについての重さを感じられない運営の仕方だった。ぜひこの点は改めていただきたいと思っております。

委員 すみません。この協議会でやるべきことというのはまさに7月の運営協議会でプロポーザルにかけるということを是としたことでもって我々の役割を果たしていると思うのです。その上でそのルールを踏襲していかないと、後出しじゃんけんになってしまう。後からルール変えましたとなったら最初のプロポーザルに応募したところは梯子を外されるだけです。その枠組みを作ることに、承認を出すか出さないかというのがこの協議会でやるべきことであって、そこから先はむしろ、越権になっていると思います。

委員 7月の議案を確認するとわかると思うのですが、何月の何日にどのような日程で行うということまで含めて書いてあるのですよ。私たちはそれを前提に議論をして、プロポーザルの実施を承認したわけですよ。そこには1回のプロポーザルで決まらなかった場合にどのように対応するのかということも書いていないですし、日程は日程であるわけなので、それを動かしてしまったら困ります。議案は議案として全部書かれたものとして受けとめてやっているわけじゃないですか。

委員 11月に業者特定というふうに出ているのが特定に至らなかったからこそ、12月に臨時の入っているじゃないですか。

委員 いやその前にプロポーザルの募集をしてるんですよ。

委員 それは行って当然だと思いますし、そこに我々が口出しをすべきではないと思います。

委員 ではこちらの示されている議案書なり、案というのは一体何なのですか。そんなにね、日程まで書いてあるのに、日程の変更についてはこちらの事情と判断しますとなると、ますますおかしいじゃないですか。やはりそういうところについてきち

んで行うのが、責任だと思います。

委員 ごめんなさい。そこは見解の相違ですね。

委員 7月の議案をもう一度ご確認ください。今日私は被保険者として委員になっているのですが、とても責任が果たせないような状況がしばしば起こっているのと、とても困っています。せめて決められたとおりにやってくださいというお願いをしています。

委員 いやなので決められたとおりにやっているのではないですか。プロポーザルを行って選定に至らなかったら再度実施するという、同じ手順を踏んでというのは道理にかなっていると思うのです。それは我々がそれを決めるわけではないので、この会議はやったということ承認するスタイルですので、市のやり方がおかしいとは思いません。

事務局（市） 今年度、プロポーザルの実施というところで、通常、この運営協議会の方では協議いただかない内容というものが入ってきた状況でございます。委員おっしゃられるように、それは通常の運営協議会の協議と違うということ言えば、臨時的な取り扱いも当然考えなければならぬと思っております。令和7年度につきまして改めて、会議の内容や、臨時的に行われなければいけないものというところはしっかりと整理した上で、委員からいただきましたご意見を踏まえまして、運営していければと思います。

会長 はい。それでは今日の議事を終了といたします。進行を事務局にお返しいたします。

6 閉会

事務局（市） 米山会長ありがとうございました。それでは閉会の挨拶を、布田副会長にお願い出来ますでしょうか。

副会長 ニュースとか見てますと、独身で親の介護しながら、頑張っている方いますよね。そして退職して、その親の介護をしているという方は居るのですよ。そうすると、経済的にもすごく苦しくなりました、親子共々追い詰められてしまうのですよね。長期に渡ると、本当に追い詰められて親に手をかけてしまう事件ありますよね。親に手をかけるなんてどういう息子だということになりますけど、そういう方は真面目で良い方なんですよね。責任感が強くて、優しく、そういう人をどうにか救ってあげたいと思ってるんです。要は介護支援に関して充実するためには、人材と予算なのです。予算がないと充実させるのはなかなか難しいです。今の地域包括支援センターの方々も、ぎりぎりの線で活動されていると思いますが、皆様、貴重な人材なので健康にこれからも日々活躍してください。今日はありがとうございました。

事務局（市） 布田副会長ありがとうございました。本日は長時間にわたり、円滑な進行をいた

だき、ありがとうございました。お手元の資料2につきましては回収資料になりますので、机の上に置いてお帰りください。大変お疲れ様でした。